

鹿児島県大学図書館協議会会則

(名称)

第1条 本会は鹿児島県大学図書館協議会と称する。

(会員)

第2条 本会は鹿児島県内の大学図書館及び工業高等専門学校図書館をもって会員とする。

2 本会に入会するには、所定の入会申込書を提出し、総会の議決を経るものとする。

(目的)

第3条 本会は会員の緊密な連絡と協力により大学図書館の充実発展をはかり会員相互の親睦と各種図書館間の連絡提携の推進につとめることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 図書館活動の研究調査に関する事項
2. 研究会・講習会等の開催に関する事項
3. 学術図書・文献の調査及び総合目録の作成に関する事項
4. 学術図書・文献の相互貸借及び複写に関する事項
5. 関係機関及び上部団体との連絡提携に関する事項
6. 広報に関する事項
7. その他必要とする事項

(役員)

第5条 本会に代表館・副代表館及び監査館をそれぞれ1館ずつ置く。

- 2 代表館は会務を統括運営する。
- 3 副代表館は代表館を補佐する。
- 4 監査館は会計を監査する。

第6条 代表館・副代表館・監査館は会員の互選により選出する。

- 2 監査館は代表館及び副代表館と兼務することはできない。
- 3 代表館及び副代表館はその任期を1年とし、再任することができない。
- 4 監査館はその任期を1年とし、再任することができない。

(事務所)

第7条 本会の事務所は代表館におく。

(委員会)

第8条 本会に次の委員会を置く。

1. 研修委員会
2. 広報委員会
- 2 前項に定める委員会の他、必要に応じて特別委員会を置くことができる。
- 3 各委員会に関する事項は別に定める。

(会議)

第9条 総会は毎年1回年度始めにこれを開催し、次の事項を決定する。

1. 事業計画
2. 役員選挙
3. 決算承認
4. 予算決定
5. その他必要な事項

2 必要に応じ臨時に総会を開くことができる。

第10条 総会は会員の過半数の出席により成立する。但し委任状をもつて出席にかえることができる。

2 総会の票決権は会員の1館につき1票とし、議決は多数決による。

(会計)

第11条 本会の経費は会費その他をもってあてる。

2 会費は毎会計年度始めに納入する。

3 会費の年額に関する事項は別に定める。

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(会則変更)

第13条 本会則の変更は総会の議決による。

附則. この会則は昭和54年7月17日から実施する。

附則. この会則は昭和56年7月14日から実施する。

但し、第6条第3項及び第11条第2項の改正規定は昭和57年4月1日から実施する。

附則. この会則は昭和59年4月17日から実施する。

但し、第11条第2項の改正規定は昭和60年4月1日から実施する。

附則. この会則は昭和61年4月17日から実施する。

但し、第11条第2項の改正規定は昭和62年4月1日から実施する。

附則. この会則は平成2年5月15日から実施する。

但し、第11条第2項の改正規定は平成3年4月1日から実施する。

附則. この会則は平成6年5月24日から実施する。

但し、第11条第2項の改正規定は平成7年4月1日から実施する。

附則. この会則は平成8年5月31日から実施する。

附則. この会則は平成11年5月13日から実施する。

附則. この会則は平成22年5月28日から実施する。